



2022年11月4日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード:7958、東証プライム)
問合せ先 取締役 総務・財務経理担当
兼総務部長 則武 勝
(TEL. 03-3598-5511)

(開示事項の経過報告)訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日付「東京地方検察庁による当社及び当社元役員、当社従業員の起訴について」にてお知らせしましたとおり、当社及び当社元役員等が不正競争防止法違反の罪(外国公務員贈賄罪)で東京地方検察庁により起訴されておりましたが、本日、下記のとおり、東京地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所:東京地方裁判所

判決日:2022年11月4日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、2019年12月2日付「当社海外子会社における不正行為について」、2020年3月13日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2020年4月2日付「第三者委員会の調査報告書の公表等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社海外子会社の従業員による不正行為の疑いのある行為につき、第三者委員会を設置し調査を進め、第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、2020年4月に東京地方検察庁に本件を自主的に申告し、捜査に協力してまいりましたが、2022年5月23日、この件に関連して当社及び当社元役員、当社従業員が不正競争防止法違反の罪(外国公務員贈賄罪)で東京地方検察庁により起訴されました。

2022年9月22日に第1回公判が開かれ、2022年10月18日の第2回公判で結審し、本日、判決の言渡しを受けました。

3. 判決の内容

(1) 不正競争防止法違反の罪(外国公務員贈賄罪)

(2) 当社につき、罰金2,500万円

当社元役員等3名につき、懲役刑、執行猶予付き

4. 業績に与える影響

罰金については、2023年3月期第2四半期の連結業績において特別損失として計上する予定です。尚、今後、本件による影響を含め、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

5. 今後の見通し

当社取締役会は、慎重に協議し、検討した結果、判決に至った経緯と判決の内容等を総合的に判断し、本判決に対する控訴をしないことを決議いたしました。判決を真摯に受け止め、今後とも再発防止及び更なるガバナンス強化に努め、関係者の皆様からの信頼回復に全社を挙げて取り組んでまいります。

当社といたしましては、株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上